

令和4年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針について

（ 令 和 4 年 6 月 ● 日
閣 議 決 定 案 ）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の8第1項の規定に基づき、令和4年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針を別紙のとおり定める。

(別紙)

令和4年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針

1. はじめに

本年は、岸田政権にとって、スタートアップ創出元年であり、「スタートアップ5か年計画」に基づいて、SBIR 制度についても引き続き強力に推進していくこととする。

従前の SBIR 制度(中小企業技術革新制度)については、その課題を改善しより実効的な制度とすべく¹、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。以下「活性化法」という。)の改正により、現在の SBIR 制度に抜本強化が図られた(令和3年4月1日改正法施行)。それ以来、具体的な運用ルールを定めるとともに、研究開発課題についての概念実証等が開始されており、令和4年度は、上記スタートアップ支援の強化に係る政府方針やこの1年間の運用結果を踏まえ、スタートアップにとってより使いやすい制度とするよう制度の強化を行い、指定補助金等の運用に係る業務ガイドラインを策定する。さらに、令和5年度からの SBIR 制度の更なる抜本的な改善に向けた検討を行う。

活性化法第 34 条の8第1項の規定に基づく本方針においては、令和4年度特定新技術補助金等(活性化法第 34 条の8第1項に規定する「特定新技術補助金等」をいう。以下同じ。)の交付に関し、支出の目標等を次のとおり定め、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等(活性化法第2条第 14 項に規定する「中小企業者」又は事業を営んでいない個人(研究者等)であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。以下「研究開発型スタートアップ等」という。)への特定新技術補助金等の支出機会の増大を図る。

なお、特定新技術補助金等については、研究開発型スタートアップ等に対して交付されるもののほか、研究開発型スタートアップ等がその成果を利用した事業活動を行うことができるものや研究開発型スタートアップ等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された研究開発型スタートアップ等に交付するものも含むものである。

¹ 総合科学技術・イノベーション会議・基本計画専門調査会の下に設置された制度課題ワーキンググループの取りまとめ(令和元年 11 月)において、旧制度では、成長企業の創出やイノベーションの創出には十分に機能していない状況にあることや、SBIR の支援先企業と非支援先企業の売上額等変化の比較分析では、米国は支援先企業の方が明確に売上を伸ばしているのに対し、日本ではむしろ支援先企業の方が売上が低下している等の結果が示されている。

2. 支出の目標

国等（活性化法第2条第15項に規定する「国等」をいう。以下同じ。）は、令和4年度における国等の特定新技術補助金等の交付額のうち、研究開発型スタートアップ等に対して支出する額が、約546億円となるよう努める。

3. 支出機会の増大を図るための措置

国等は、次の措置により、研究開発型スタートアップ等に対する特定新技術補助金等の支出機会の増大を図る。

(1) 特定新技術補助金等の積極的な位置付け

国等は、研究開発型スタートアップ等を交付対象者に含む公募型の新技術補助金等（活性化法第2条第15項に規定する「新技術補助金等」をいう。以下同じ。）については、当該新技術補助金等の目的に照らして、その成果を利用した事業活動を行うことが困難であるものを除き、特定新技術補助金等に位置付け、研究開発型スタートアップ等に対する支出の機会の増大を図るよう努める。

(2) 指定補助金等に準じた交付

国等は、当該特定新技術補助金等の交付に際し、研究開発型スタートアップ等に対する支出の機会の増大を図るとともに、イノベーションの創出から社会実装への確度を高めるため、指定補助金等（活性化法第2条第16項に規定する「指定補助金等」をいう。以下同じ。）に準じ、可能な限り以下の措置を講じるよう努める。

① 多段階選抜方式の導入の推進

国等は、特定新技術補助金等を複数の段階に分け、当該段階ごとに質の高い競争を行う多段階選抜方式の導入に努める。

② 研究開発課題の設定

国等は、我が国の政策課題の解決に資するそれぞれの特定新技術補助金等に研究開発課題を設定するよう努める。

③ プログラムマネージャーの配置

特定新技術補助金等の効果及び効率の向上を図るための専門的な知識と経験を有するプログラムマネージャーの配置に努める。

(3) 公募の予見可能性及び利便性の向上

国等は、年度の始めにおいて、公募の事前予告を実施するとともに、十分な公募期間を確保する。また、年複数回公募による利便性の向上を図るとともに、十

分な事業実施期間の確保に努める。

(4) 申請手続の簡素化・標準化

国等は、申請者の負担軽減のため、申請書類の簡素化、記入例の提示など、申請手続の簡素化等に努める。また、申請様式や審査プロセスの標準化を図り、申請者の利便性の向上に努める。

(5) 申請に係る相談の実施

国等は、地方支分部局も活用しつつ、特定新技術補助金等の内容及び申請手続等に関する研究開発型スタートアップ等からの相談に積極的に応じるよう努める。

(6) 対象経費

国等は、特定新技術補助金等の対象経費について、研究開発の直接経費に加え、必要な間接経費（研究開発の管理費用、特許関連経費等）及びその成果の事業化に必要な経費（試作費用、市場調査費用、展示会出展費用等）を対象とすることに努める。また、国等は、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン（府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定）」を踏まえ、研究開発型スタートアップ等が使いやすい経費とすることに努める。

(7) 執行の柔軟化・弾力化等

国等は、資金力に乏しい研究開発型スタートアップ等が円滑に研究開発に取り組めるよう、繰越明許費の活用、概算払（前払）の実施など、柔軟かつ弾力的な執行に努める。また、国等は、「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン（府科事第 636 号、令和4年6月1日、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官決定）」を踏まえ、研究開発型スタートアップ等が使いやすい経理処理のルールを策定することに努める。

(8) 外部評価の活用

国等は、特定新技術補助金等の採択時やフェーズ移行時の審査において、外部評価者の参画を得て、公正性を確保するとともに、優れたプロジェクトを的確に評価する体制を整備することに努める。

(9) 創業 10 年未満の研究開発型スタートアップ等における活用の促進

国等は、特定新技術補助金等のうち、創業 10 年未満の研究開発型スタートアップ等²に対する支出額を把握するとともに、その支出機会の増大に努める。

(10) 研究開発型スタートアップ等によるオープンイノベーションの推進

国等は、研究開発型スタートアップ等が、公的研究機関又は異分野の研究開発型スタートアップ等その他の事業者等と連携して、特定新技術補助金等による研究開発又はその成果を利用した事業化を行うことができるよう環境整備に努める。

(11) 情報の提供

国等は、研究開発型スタートアップ等による特定新技術補助金等の活用を促進するため、次の措置により、研究開発型スタートアップ等に対する特定新技術補助金等に関する情報の提供に努める。

- ① スタートアップを優先採択する取組等について、SBIR 特設サイトにおけるワンストップでの情報発信
- ② 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の公募情報一覧や各事業の公募要領等における、事業が特定新技術補助金等である旨の表示
- ③ 説明会の開催等による情報の提供、関係機関を通じた情報の提供

(12) SBIR 推進協議会や関係府省庁等による連絡会議の活用

国等は、SBIR 推進協議会や関係府省庁等による連絡会議を活用し、本方針の実施状況や先進的な取組事例等の共有を図るとともに、関係府省庁及び中小企業関係機関等との意見交換及び連絡調整を行い、制度の充実に努める。

(13) スタートアップ・エコシステム拠点都市との連携

国等は、研究開発型スタートアップ等による特定新技術補助金等の活用を促進するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市(世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略(令和元年6月 内閣府、文部科学省、経済産業省)に基づき選定したグローバル拠点都市及び推進拠点都市)の地方自治体、大学、企業等からなるコンソーシアムに対する情報の提供に努めるとともに、グローバルな視点からの海外との連携や事例の共有等に努める。

² 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)に創業 10 年未満の中小企業者の活用に関する事項が規定されている。

4. 事業活動の支援において配慮すべき事項

国等は、次の措置により、研究開発型スタートアップ等による特定新技術補助金等の研究開発成果を利用した事業活動を支援する。

(1) 公共調達における受注機会の確保等

国等は、特定新技術補助金等による研究開発成果の事業化を支援するため、次の措置を講じるとともに、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン(府政科技第 261 号、平成 31 年4月1日、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)」を踏まえ、予算の適正な執行に留意しつつ、公共調達における受注機会の確保等に努める。

- ① 国等は、研究開発型スタートアップ等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず全ての入札への参加が可能であることを国及び独立行政法人等並びに研究開発型スタートアップ等へ周知し、その適用事例の拡大に努める。
- ② 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第2条第3項に規定する国等は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付し、特定新技術補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等が落札又は選定されなかった場合において、当該事業者等から請求があるときは、その理由を通知する。
- ③ 公共調達を行う各府省庁も活用できるよう特設サイトの拡充を図る。

(2) 事業化支援措置の利用促進

国等は、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度を始めとする、特定新技術補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等を対象とした事業化支援措置の利用促進に努める。

(3) 認定経営革新等支援機関等による経営支援

国等は、特定新技術補助金等の研究成果を利用して新たな事業活動を行う研究開発型スタートアップ等に対し、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 31 条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等による事業化に向けた経営支援(事業計画の策定並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言を含む。)が効果的に行われるよう、支援ネットワークの構築、支援ノウハウの提供等に努める。

(4) 事業活動を支援する関係機関への情報提供による支援や資金供給促進等

国等は、研究開発型スタートアップ等の事業活動を支援する機関³に対して SBIR 特設サイト等を通じ、特定新技術補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等の研究開発成果を周知し、支援を促進するとともに、ベンチャーキャピタル、金融機関等による資金供給の促進に努める。

(5) 技術人材面での支援

国等は、特定新技術補助金等を活用した研究開発型スタートアップ等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新たな分野に挑戦するために必要な技術者を確保するため、研究者、技術者等の研究人材を対象とした求人公募情報を提供する既存のデータベースと SBIR 特設サイトを連携し、当該企業が必要とする人材が確保できるよう支援を行う。

また、国等は、地域内外の若者、女性、シニア等の多様な人材から地域の研究開発型スタートアップ等が必要とする人材の発掘等に努める。

(6) 研究開発成果に係る知的財産の活用促進

国等は研究開発成果の事業化を推進するため、原則として、特定新技術補助金等(委託費であるものに限る。)による研究開発成果に係る知的財産権の帰属については、産業技術力強化法(平成 12 年法律第 44 号)第 17 条の規定(いわゆる日本版バイ・ドール制度)の適用に努める。

(7) 研究開発成果の市場への普及

国等は、事業化が見込まれる特定新技術補助金等の研究開発成果について、独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の展示会、マスメディア等を通じ、広く一般に広報するとともに、販路、資金等のマッチング機会の提供の充実を図るなど、技術開発にとどまらず、販路開拓までの支援を行うよう努める。

また、「J-GoodTech(ジェグテック)」⁴のサイトの登録審査において、特定新技術補助金等の交付を受けた研究開発型スタートアップ等については、その事業の内容に照らして技術審査を行うことで審査を簡素化し、同サイトを活用したマッ

³ 中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等。

⁴ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する優れた技術・製品を有する中小企業・小規模事業者等と国内大手メーカーや海外企業とのマッチングサイト。

チングや事業提携、製品・技術・サービス等の情報発信に努める。

5. 方針の実施

- (1)内閣府は、本制度が改正前の制度における課題に的確に対処し、効果的かつ効率的な運用がなされるよう、関係省庁等と連携しつつ、「指定補助金等の交付等に関する指針」(令和4年6月●日閣議決定)の3(12)に規定する制度の評価及び改善の実施その他の取組に沿った取組を行う。また、制度の改善の実施に当たっては、支出機会の増大及び当該支出内容が SBIR 制度の趣旨に沿ったものであることを担保するため、2の支出の目標に対する支出の実績や支出先の事業者の適切性について分析することにより、制度の改善に努める。
- (2)国等は、本方針の普及及び徹底を図るため、(1)の取組を着実に、かつ、透明性をもって遂行するとともに、上記の措置の実施状況について関係府省庁等の間で密接に連携するとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理に努める。
- (3)国等は、公益法人を通じて交付する新技術補助金等について、特定新技術補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。
- (4)国等は、(1)を踏まえ、本方針の実施状況を毎年度適切に把握し、実効性をより向上させるために必要な措置を講じる。

(別表1)

令和4年度における国等の特定新技術補助金等の研究開発型スタートアップ等への支出目標額(単位:億円)

各省名	国等の特定新技術補助金等の交付額(A)	うち研究開発型スタートアップ等向け支出目標額(B)	研究開発型スタートアップ等向け支出割合(B/A)
内閣府	163.2	15.9	9.8%
総務省	291.2	23.1	7.9%
文部科学省	146.0	15.5	10.6%
厚生労働省	6.3	2.8	44.9%
農林水産省	86.1	12.0	13.9%
経済産業省	1525.7	453.3	29.7%
国土交通省	4.6	2.0	44.0%
環境省	51.0	4.5	8.7%
防衛省	99.8	17.1	17.2%
合 計	2373.9	546.2	23.0%

* 注 上表「国等の特定新技術補助金等の交付額」には、研究開発型スタートアップ等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

* 注 上表内閣府における「国等の特定新技術補助金等の交付額」は、内閣府以外の省庁に配分する予算も含まれる。

* 注 上表防衛省における「国等の特定新技術補助金等の交付額」は、当該年度の契約に基づき、当該年度に支払われる経費と翌年度以降に支払われる経費の合計である。

(別表2)

令和3年度当初予算における国等の特定新技術補助金等の研究開発型スタートアップ等への支出実績見込額(単位:億円)

各省名	研究開発型スタートアップ等向け支出目標額(A)	研究開発型スタートアップ等向け支出実績見込額(B)	研究開発型スタートアップ等向け支出割合(B/A)
内閣府	9.3	10.5	113.1%
総務省	15.5	29.1	187.3%
文部科学省	22.3	28.9	129.7%
厚生労働省	2.7	5.1	188.6%
農林水産省	11.6	12.3	106.2%
経済産業省	451.6	401.1	88.8%
国土交通省	2.5	1.8	70.8%
環境省	4.5	16.2	357.0%
防衛省	16.6	24.8	149.3%
合計	536.6	529.8	98.7%

* 注 「国等の特定新技術補助金等」には、研究開発型スタートアップ等の支援を主目的としていない予算も含まれる。